

令和3年1月14日

保育所  
各 認定こども園 代表者 様  
地域型保育事業

名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室長

保育所等における緊急事態宣言期間中の対応及び利用者負担額（保育料）の取扱いについて

みだしのことにつきまして、令和3年1月13日付けで、国による「緊急事態宣言」の対象地域に愛知県が加えられました。

当該緊急事態宣言に伴う対応につきましては、「保育所等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等の対応について（第2報）」（2子保運第175号 本日付 保育運営課長名通知）においてお示ししているところですが、今般の緊急事態宣言期間中の対応及び利用者負担額（保育料）の取扱いにつきましては下記のとおりとしますので、内容をご確認いただき、適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、日々状況が変化していることから、今後必要に応じて、最新情報の反映及び内容の変更等を行う場合があることを申し添えます。

## 記

### 1 緊急事態宣言期間中の対応

今回の緊急事態宣言の内容を踏まえ、**本市としても、登園を控えていただく旨の保護者に対する呼びかけは行いません。**令和2年4月7日から5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際の対応とは異なりますので、ご注意ください。

### 2 利用者負担額（保育料）の取扱い

本市から、登園を控えていただく旨の呼びかけを行わないことから、**今回の緊急事態宣言中に登園を控えた場合であっても、利用者負担額（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。**

なお、新型コロナウイルス感染症が施設で発生した場合の臨時休園の際などの利用者負担額（保育料）の取扱いについては、引き続き日割り計算による減額を行います。

保育企画室 認可給付係 Tel:972-2528